

定 款

昭和52年11月1日設立許可

昭和53年10月25日變更認可

平成6年7月19日變更認可

平成11年7月19日變更認可

平成15年9月1日變更認可

社団法人 農協流通研究所

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人農協流通研究所（以下「研究所」という。）という。

(事 務 所)

第2条 研究所は、主たる事務所を東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目38番9号に置き、理事会の議決を経て、必要の地に従たる事務所を置くことができる。

(目 的)

第3条 研究所は、農畜産物（加工品を含む。以下同じ。）の新流通経路の健全な発展に資するため、農畜産物の流通・消費及び農業協同組合その他小売商の管理運営する店舗（以下「農協店舗等」という。）に関する調査・研究、教育・研修等を総合的に推進し、もって農畜産物の流通の改善と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 研究所は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 農畜産物の流通・消費に関する調査・研究
- (2) 農協店舗等に関する調査・研究
- (3) 農畜産物の販売及び農協店舗等に関する助言・指導
- (4) 農畜産物の販売及び農協店舗等に関する教育・研修
- (5) 前各号に関する情報の提供
- (6) その他研究所の目的を達成するために必要な事業

(規 約)

第5条 この定款で定めるもののほか、研究所の運営に必要な事項は規約で定める。

第2章 会員及び賛助会員

(会員の資格)

第6条 研究所を構成する会員の資格を有する者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 全国の区域を地区とする農業協同組合中央会及び農業協同組合連合会
- (2) 農林中央金庫
- (3) 農業協同組合又は農業協同組合連合会を主たる構成員とし、全国の区域を地区とする法

人（第1号に掲げる者を除く。）

(4) 前3号に掲げる者のほか、研究所の目的に賛同し、総会において加入を適当と認めた団体

(加 入)

第7条 研究所の会員は出資会員とし、会員になろうとする者は、引き受けようとする出資口数を記載した加入申込書に、次に掲げる書類を添付して理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 定款又はこれに代わるべき規定

(2) 代表者の氏名及び住所を記載した書面

(3) その他研究所が必要と認めた書類

2 研究所は、前項の規定により加入を承認したときは、その旨を当該加入申込者に通知し、引受出資口数に応ずる出資の払込みをさせるものとする。

3 前項の払込みをした者は、当該払込みのときに、研究所の会員となる。

4 出資口数を増加しようとする会員については、第1項及び第2項の規定を準用する。

ただし、第1項第1号及び第2号の書類の提出は、これを必要としない。

(届 出)

第8条 会員は、次の各号の一つに該当する場合は直ちにその旨を研究所に届け出なければならない。

(1) 会員たる資格を失ったとき。

(2) 名称又は主たる事務所の所在地に変更があったとき。

(3) 前条第1項の規定により提出された書類の記載内容に変更があったとき。

(脱 退)

第9条 会員は、次の事由により研究所を脱退する。

(1) 会員たる資格の喪失

(2) 解散

(3) 会費を2年以上納入しないとき。

(4) 持分全部の譲渡

(5) 除名

2 会員は、前項の規定による場合のほか、事業年度終了日の60日前までに脱退する旨を書面をもってあらかじめ研究所に通知し、当該事業年度の終了日において脱退することができる。

(除 名)

第10条 研究所は、会員が次の各号の一つに該当するときは、総会の議決を経て、その会員を除名することができる。その場合には、その総会の開催日の7日前までにその会員に対して、その旨を書面をもって通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

(1) 研究所の事業を妨げ、又は研究所の信用をきずつける行為をしたとき。

(2) 定款又は総会の議決を無視する行為をしたとき。

2 理事長は、除名の決議があったときは、その旨を書面をもって会員に通知するものとする。

(脱退者に対する出資の払戻し)

第11条 会員が脱退したときは、その者は、その出資金の額を限度として、その払戻しを請求することができる。ただし、脱退のときから2年を経過した場合は、この限りでない。

2 前項の請求があったときは、研究所は、その者の脱退した日の属する事業年度末における基本財産の額に当該事業年度末における払込済みの総出資口数に対するその者の払込済みの出資口数の割合を乗じて得た額により、その者の出資額を限度として、払い戻すものとする。

3 研究所は、脱退した会員が研究所に対して支払うべき債務があるときは、前2項の規定に基づき払い戻すべき額と相殺することができる。

(賛助会員)

第12条 研究所の目的に賛同し、所定の様式による申込みをした者は、賛助会員となることができる。

2 賛助会員は、総会で別に定める賛助会費を納入しなければならない。

3 賛助会員は、研究所が発行する定期刊行物その他の資料の配布を受け、理事長が適当と認める事業に参加することができる。

4 賛助会員は、次の事由により、研究所を脱退する。

(1) 賛助会員から脱退届の提出があったとき。

(2) 解散

(3) 賛助会費を2年以上納入しないとき。

(4) 理事長が除名を適当と認めたとき。

5 既納の賛助会費は、賛助会員の脱退の場合においてもこれを返還しない。

第3章 会費及び出資

(会 費)

第13条 会員は、毎年総会で定める会費を納入しなければならない。

2 既納の会費は、会員の脱退の場合においても、これを返還しない。

3 会員は、第1項の規定による会費の払込みについて相殺をもって研究所に対抗することができない。

(出 資)

第14条 会員は、出資1口以上を持たなければならない。

2 出資1口の金額は、金10万円とし、全額一時に払込むものとする。

3 会員は、前項の規定による出資の払込みについて、相殺をもって研究所に対抗することができない。

(持 分)

第15条 会員は、研究所の財産について、その会員が出資した額に応じて持分を有する。

(持分の譲渡)

第16条 会員は、研究所の承認を得なければ、その持分を譲渡することができない。

2 会員でないものが、持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。

3 持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

第4章 役 員 等

(役員の数及び選任)

第17条 研究所に次の役員を置く。

(1) 理事 7人以上 13人以内

(2) 監事 2人以上 3人以内

2 理事及び監事は、会員が総会において選任する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

4 理事のうちから理事長1人、専務理事1人及び常務理事若干を互選する。

(役員の仕事)

第18条 理事長は、研究所を代表し、その業務を総理する。

2 専務理事は、理事長を補佐し、事務局を統括して研究所の業務を処理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

- 3 常務理事は、理事長を補佐して研究所の業務を執行し、あらかじめ理事会において定める順序により、理事長及び専務理事に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び専務理事が欠けたときはその職務を行う。
- 4 理事は、理事会を組織し、業務を執行する。
- 5 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。
- 6 理事のうち、同一親族（3親等以内の親族及びこの者と特別な関係にある者をいう。）又は特定企業の関係者である理事の占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。また、同一業界の関係者の数は、理事現在数の2分の1を超えてはならない。

（役員任期）

第19条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（辞任又は任期満了の場合）

第20条 任期満了又は辞任により退任した役員は、その後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

（解任）

第21条 役員は、研究所の役員としてふさわしくない行為をしたとき、その他特別の事由があるときは、総会の議決を経て解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

（役員報酬）

第22条 役員は、無報酬とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、常勤の理事には、総会の議決を経て、報酬を支払うことができる。

（顧問及び参与）

第23条 研究所に、顧問及び参与若干名を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

第5章 総 会

（総会）

第24条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎事業年度開始前及び年度終了後2月以内に開催する。

3 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会において必要と認めたとき。

(2) 会員の5分の1以上、又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 民法第59条第4号の規定により監事が招集したとき。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、総会に出席した会員のうちから選出する。

(総会の招集)

第26条 総会は、第24条第3項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 第24条第3項第2号に掲げる場合には、理事長は、請求があった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

3 総会の招集は、少なくともその開催日の7日前までに、その会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知しなければならない。

(議 決 権)

第27条 会員は、出資口数1口につき、1個の議決権を有する。

ただし、1会員の議決権数が総議決権数の5分の1を超えるときは、当該会員の議決権数は、総議決権数の5分の1とする。

(議決方法等)

第28条 総会は、会員の過半数が出席し、かつ、その有する合計議決権数が総議決権数の過半数なければ議事を開いて議決することができない。

2 前項に規定する会員の出席がないときは、理事長又は監事は20日以内に更に総会を招集しなければならない。

この場合には、前項の規定にかかわらず、議事を開き議決することができる。

3 総会においては、第26条の規定により、あらかじめ通知された事項について議決するものとする。ただし、第29条各号に掲げる事項を除き、緊急を要する事項については、この限りではない。

4 総会の議事は、第30条に規定する場合を除き、出席者の議決権の過半数で決する。

(議決事項)

第29条 この定款において別に定める事項のほか、次の事項は、総会の議決を経なければならない。

(1) 定款の変更

- (2) 解散
- (3) 会費及び賛助会費の額並びにその徴収方法の決定又は変更
- (4) 毎事業年度の事業計画及び収支予算の設定又は変更
- (5) 事業報告の承認
- (6) 収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録の承認
- (7) 規約の制定又は改廃
- (8) その他理事会において必要と認めた事項

(特別議決)

第30条 次の事項は、総会において、第28条第1項の会員が出席し、その出席した会員の議決権の3分の2以上の多数の議決を必要とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 会員の除名

(書面又は代理人による議決)

第31条 会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の日の前日までに研究所に到達しないときは、無効とする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を研究所に提出しなければならない。
- 4 第1項の規定により議決権を行使する者は、出席者とみなす。

(議 事 録)

第32条 総会の議事については、次の掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
 - (2) 会員の現在数及び出資口数
 - (3) 出席会員の数及び出資口数（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨付記すること。）
 - (4) 議案
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選出に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した会員のうちから、その総会において選出された議事録署名人2人以上が署名し、押印するものとする。

3 議事録は、事務所に備え付けて置かなければならない。

第6章 理 事 会

(理 事 会)

第33条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 理事会は、必要に応じて理事長が、招集する。
- 3 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
- 4 理事は、代理人によって議決に加わることができる。

(理事会の議決事項)

第34条 この定款においても別に定めるもののほか、次に掲げる事項は、理事会において審議し、又は決定するものとする。

- (1) 会務を執行するための計画、組織及び管理の方法
- (2) 総会の附議すべき事項及び総会の招集に関する事。
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事。
- (4) 諸規定の制定又は改廃に関する事。
- (5) その他理事会において必要と認めた事項

(理事会の議決方法)

第35条 理事会は、理事の過半数が出席しなければ議事を開いて議決することができない。

2 理事会の議事は、出席した理事の過半数により決する。

(規定の準用)

第36条 第24条第3項第2号、第26条第3項、第31条及び第32条は、理事会に準用する。この場合において、「会員」とあるのは「理事」と、「総会」とあるのは「理事会」と読み替えるものとする。

(委員会の設置)

第37条 理事長は、研究所の事業の円滑なる運営を図るため必要と認めるときは、理事会の議決を経て委員会を置くことができる。

第7章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第38条 研究所に事務局を置く。

(2) 金融機関への預金

(3) 国債、地方債その他の金融機関の発行する債券の取得

(経費の支弁)

第44条 研究所の経費は、普通財産をもって支弁する。

(監 査)

第45条 理事長は、毎事業年度終了後、次の書類を作成し、通常総会開催の10日前までに監事に提出してその監査を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支計算書

(3) 正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録

2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して総会に提出しなければならない。

3 理事長は、第1項の書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを事務所に備え付けて置かなければならない。

(事業計画及び収支予算)

第46条 理事長は、毎事業年度開始前に事業計画及び収支予算の案を作成し、総会に提出しなければならない。

(暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて暫定予算を編成し、これを執行することができる。

2 前項の規定により暫定予算を執行した場合における収入支出は、新たに成立した収支予算の収入支出とみなす。

(長期借入金)

第48条 資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経、農林水産大臣の承認を得なければならない。

(農林水産大臣への報告)

第49条 理事長は、毎事業年度開始の日から、3月以内に、次の各号に掲げる書類を農林水産大臣に提出しなければならない。

(1) 前年度の事業報告書及びその年度の事業計画書

- (2) 前年度末の財産目録及び貸借対照表
- (3) 前年度の収支計算書、正味財産増減計算書及びその年度の収支予算書
- (4) 前年度末の会員名簿及び前年度における会員の異動状況を記載した書類

第9章 定款の変更及び残余財産の処分

(定款の変更)

第50条 この定款の変更は、農林水産大臣の認可を受けなければその効力を生じない。

(解散)

第51条 研究所は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号の規定によるほか総会の議決を経、かつ、農林水産大臣の許可を受けて解散する。

(解散の場合の残余財産の処分)

第52条 研究所が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、基本財産につき、第11条の規定の例により出資の払戻しをするもののほか、総会の議決を経、かつ、農林水産大臣の許可を受けて、これを処分するものとする。

第10章 雑 則

(定款その他の資料の備付け及び閲覧)

第53条 事務所には、第45条第1項に定めるもののほか、次に掲げる資料を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 役員名簿
- (4) 事業計画書
- (5) 収支予算書
- (6) 会員の異動に関する書類
- (7) 役員の履歴書並びに職員の名簿及び履歴書
- (8) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (9) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (10) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (11) その他必要な資料

2 前項第1号から第5号まで及び第45条第1項の資料については、原則として、一般の閲覧に供さなければならない。

(細 則)

第54条 この定款において別に定めるもののほか、研究所の事務の運営上必要な細則は理事会の議決を経て理事長が定める。

附 則

- 1 この定款は、農林大臣の許可を受けた日（昭和52年11月1日）から施行する。
- 2 研究所の設立当初の事業年度は、第40条の規定にかかわらず、設立の日に始まり、昭和53年6月30日までとする。
- 3 研究所の設立当初の役員は、第17条第2項及び第4項の規定にかかわらず、別紙のとおりとし、その任期は第19条第1項の規定にかかわらず設立の日から第1回通常総会の日までとする。

附 則

- 1 この定款の変更は、農林水産大臣の認可の日（昭和53年10月25日）から施行し、昭和53年7月5日から適用する。

附 則

- 1 この定款の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成6年7月19日）から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成11年7月19日）から施行する。
- 2 第19条の規定にかかわらず、平成11年9月1日に現に在任する役員の任期は、平成13年5月30日までとする。
- 3 第40条の規定にかかわらず、平成11年7月1日から始まる事業年度は、平成12年3月31日までとする。

附 則

- 1 この定款の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成15年9月1日）から施行する。